

山口県国民保護協議会運営要綱（案）

（趣 旨）

第1条 この要綱は、山口県国民保護協議会条例（平成17年3月18日山口県条例第1号）第8条の規定に基づき、山口県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会 議）

第2条 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して協議会の招集を求めることができる。

（委 任）

第3条 委員が会議に出席できないときは、あらかじめ書面により委員が指名する者にその権限を委任することができる。

（会長の専決処分）

第4条 会長において会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。
- 3 第1項に定める場合のほか、会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易な事項について専決することができる。

（部 会）

第5条 部会の設置及び運営について必要な事項は、その都度会長が協議会に諮って定める。

（幹事会）

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する者が招集し、その議長となる。
- 3 幹事会は、議事の内容に応じ、必要な幹事のみ招集することができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月20日から施行する。